

「八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン（素案）」 についての市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドラインを策定するにあたり、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理しました。

（１）意見募集期間

令和４年 11 月 30 日（水）～令和４年 12 月 28 日（水）

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出者数（人）	意見数（件）
直接持参	—	—
電子メール	2	13
電子申請	1	1
FAX	—	—
郵便	—	—
合計	3	14

(3) 意見内容

番号	項目	ページ	意見・提言	市の考え方	ガイドラインへの反映
1	全体	－	このガイドラインが、医療的ケア児本人とその家族にとって、真の意味で役に立つようにこれからも改善して行ってほしいと思います。	事業実施の中で改善が必要になった場合には、随時見直しを行ってまいります。	なし
2	全体	－	八尾市において医療的ケアに関するガイドラインが策定されることは、医療的ケアを必要とする子どもやその保護者、受け入れる施設にとって大変有意義なことだと思います。検討手法として、様々な関係機関や保育の当事者、保護者としての当事者が参画し、提案型の意見交換が行われたこと、また、医療的ケアに対する入所までの受け入れや実施体制、関係機関との連携が示されたことは保育現場としてはありがたいことだと思います。	ご意見のとおり、検討部会ではガイドライン策定にむけて様々な立場の委員が提案型の意見交換を行いました。引き続き、関係機関と連携し、ガイドラインに沿った運用に努めてまいります。	なし
3	認定子ども園等での受け入れ体制	7	医療的ケア児を受け入れる際は人員配置が必須となりますが、具体的にどの時点で人員配置の必要性が明確になるのでしょうか。看護師の配置は現状でも難しく、医療的ケアの担当となると更に確保が困難になることが予想されます。12月の入所調整会議の時点で人員配置の目的が立たない場合は医療的ケア児の入所は不可能という判断になりますか。	保護者から入所相談を受けた時点で、入所を希望されることも園等に情報提供いたしますので、子ども園等においては看護師確保を進めていただきます。看護師の配置が難しい場合を想定し、受け入れ時期の調整や看護師確保の仕組み作りを検討します。	なし
4	認定子ども園等において対応できる医療的ケアの範囲	7	集団生活への適応について、言葉や表情やしぐさなど具体的にどの程度のコミュニケーションをさすのでしょうか。発達状況によっては判断が難しいところがあると思います。特に乳児の場合、慎重に判断する必要があると思いますが、その際の調整役を行政が担っていただきたいです。	コミュニケーションを含む集団生活への適応については、児童の年齢や状態によって個性が高いことから、関係機関への意見聴取や面談、発達検査結果等から当該児童の状況を把握し、集団生活への適応可否を市が総合的に判断いたします。	なし
5	医療的ケアの実施者	8	園運営の観点からは、兼務は看護師のみならず他の職員への負担が大きくなることから避けたいです。	人件費補助を受け配置した医療的ケア児の担当看護師は担当業務に従事しますが、園全体の保健業務を兼務することを妨げるものではありません。一方、既に園で雇用し医療的ケア以外の業務に従事している看護師については、園の実情に応じて業務内容を定めることとなります。	なし
6	医療的ケアの実施者	8	看護師の不在時は保護者に家庭保育の協力依頼ができるのは園としては安心です。ただし、看護師の急な欠勤等の場合は、当日に保育利用を断ることもあり得るかもしれず、保護者が就労している場合は急な対応は難しいのではと考えます。	看護師の急な不在等の不測の事態に対応できるよう、認定特定行為業務従事者の配置等、園内で複数人が医療的ケアを実施できる体制を整えることを想定しています。	なし
7	利用日と利用時間	8	「利用時間は原則、保育短時間利用の1日8時間の範囲内で…」とありますが、当該児童の兄弟姉妹が保育標準時間で保育利用している場合は、どのような対応になるのでしょうか。	利用時間については「原則、保育短時間利用」としていますが、さまざまなケースが想定されますので、個別に相談のうえ決定いたします。	なし
8	受け入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ	12	1月末の入所決定から入所までの期間が短く、この間に①～⑤までのスケジュールをこなせるか不安を感じます。スケジュールの前倒しや入所時期を調整するなどの対応はできますか。	入園決定後の①～⑤の実施時期については、ご指摘をふまえ検討の余地があると考えますが、親子通園や慣らし保育の時期と並行しながら、認定子ども園等における医療的ケアの実施に向けての体制を整えていくことは可能です。	なし

9	医療的ケア実施体制	12	肝要な点は「主治医との連携」につきるのではないのでしょうか。細かい中身は主治医に尋ねないとわからないでしょう。これを踏まえ、園の実情とすり合わせて医療的ケアの実施や子どもの評価法に関して、市立医療型児童発達支援センターが主治医と園との「橋渡し役」としてフォローすることがいいのではと思います。	ガイドライン（素案）では、市立医療型児童発達支援センターが医療的ケア児を受け入れることも園等のフォローを担う等、連携を図ることとしています。	なし
10	受入れ施設での体制確保と役割	14～15	訪問看護ステーションや八尾市立病院との連携があることは安心につながると思います。	認定こども園等が安心して医療的ケア児を受け入れられるよう、バックアップ体制や緊急時の対応の確立に努めてまいります。	なし
11	緊急事態発生時等の確認	16	八尾市で扱っているマニュアルを参考にさせて頂きたいです。	関係機関と連携し、災害時等の対応マニュアル作成について支援を行う予定です。	なし
12	災害時の対応	17	災害発生への対応として、国立成育医療研究センターのホームページから「医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～」を参考にしたいです。また、八尾市のホームページには避難行動支援者の登録方法も掲載されているので、参考事項として掲載していただきたいです。	ご意見のとおり、災害発生時の対応について資料編に追記いたします。	あり
13	研修	17	医療的ケアに関する理解を深めるために職員研修を実施することは大事だと思います。医療的ケアの児童を受け入れたことがないため、もし園で受け入れることになった場合は、医療的ケアに関する共通認識を全職員がもてるように講師を派遣していただき研修を受講させて頂きたいです。	医療的ケア児を受け入れる認定こども園等に必要研修について支援を行う予定です。	なし
14	児童診断書	資料編	主治医にこども園の規模（定員やクラス人数）や1日の過ごし方を資料だけでなく口頭でも丁寧に伝えていただき、必要な配慮について記載していただきたいです。例えば双生児の早期低体重出生児にはそれぞれの子どもに対して個別の配慮が必要となるので、発達状況について詳細に記載していただきたいです。	入所申請時点での医療的ケア児の状態を把握するために、主治医記載の児童診断書を提出していただきます。入所決定後に、改めて認定こども園等の職員と保護者で主治医を訪問し、児童の状況・具体的な医療的ケアの手法・保育中の配慮事項について口頭指示を受ける機会を設けます。	なし